

平成29年7月19日

建設農林水産部建設課

担当者 殿

下稻積町内会 会長

野中 時雄

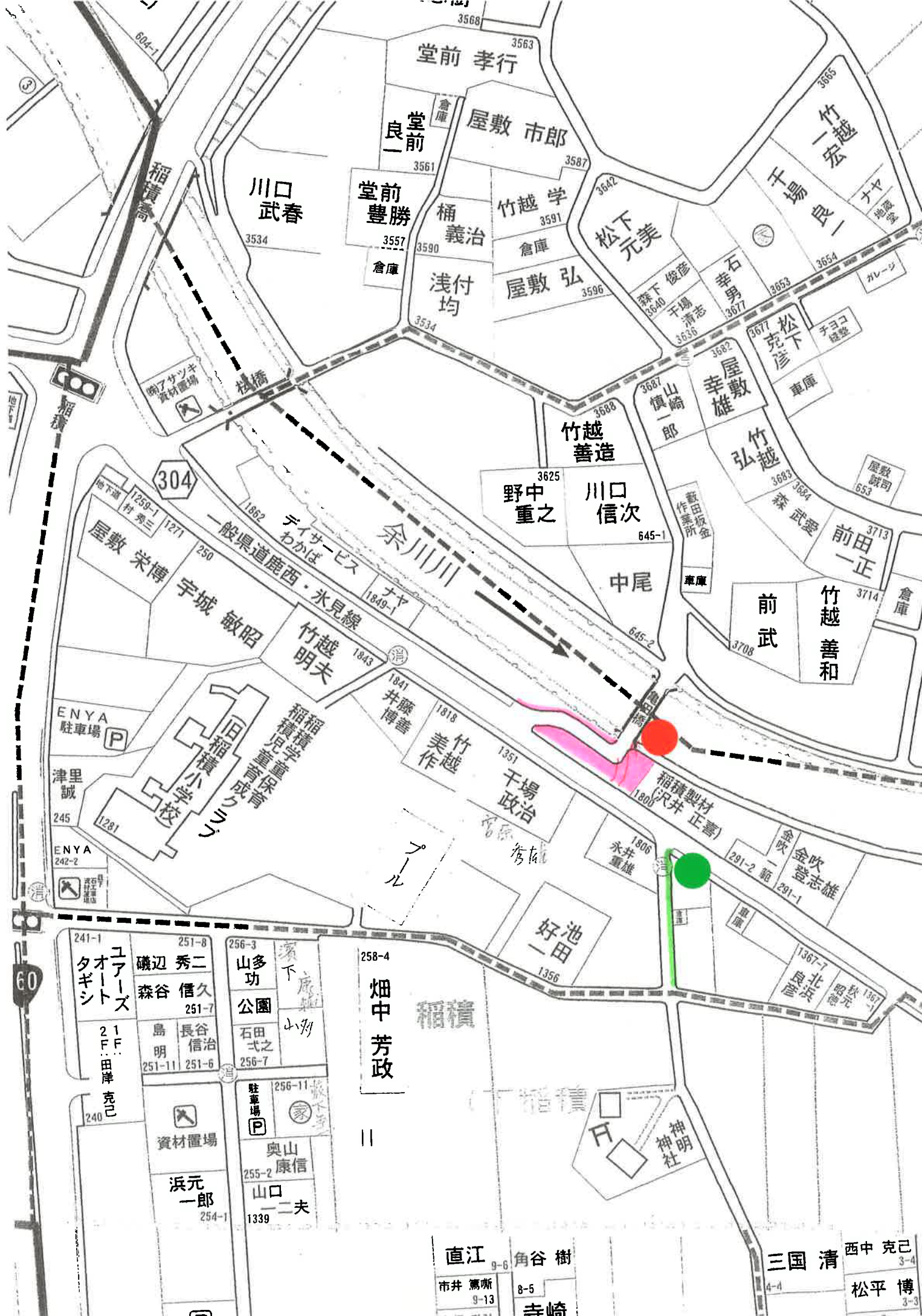
<要 望 書>

要望 NO	内 容	補 足
● 1-1	・県道から亀田橋への市道法面の雑草処理の対応を市の責任として対応をお願い致します。(安全・衛生・景観の面を十分考慮して) H29-067-001	・今まで近隣の特定住民の好意で草刈りを行ってき ました。しかし高齢に伴い今後対応が出来ない状況 となっています。本来であれば市の管理責任のもと で対応すべき事であり、町内役員会に於いて市へ 相談・お願いすべきとの結論となりました。
1-2	・県道から亀田橋への市道法面横の斜面道 路が舗装状態が悪く安全面で問題が有り、又 雑草も生えている状況です。至急に舗装整備 の対応をお願い致します。 H29-067-002	・この斜面道路は、旧亀田橋の時の県道に繋がる 道路の名残であると思われます。
1-3	・亀田橋から横の斜面道路への往来が車両も 通れる幅が有り、安全面で非常に危惧されま す。人の往来のみ出来るよう対応をお願い致 します。 H29-067-003	・新しい亀田橋が出来た時、県道に出る道が方向を 変えて整備されており、本来旧道は車が通れないよ う対応すべきだったと思われます。
● 2	・市道(アスファルト舗装済幅)と側溝との間の 砂利幅(1メートル20センチ程)が大きく、雑草 処理の負担が増加し本来の舗装幅基準に見 直しをしてほしい、又アスファルト面と砂利との 段差(大きい所で7センチ程)も大きく危険性が 有り、合わせて改善処理をお願い致します。 H29-067-004	・砂利の所は本来どこが管理責任があるのか判らな く、近隣の特定住民の好意で<安全・衛生・景観面 >で雑草が長くなればその都度草刈りを実施してい ました。又、段差をある程度解消しないと、このまま では通行(人・自転車・車・・・特に高齢者)に危険の 懸念があります。

* 要望(1-1, 2, 3)に関連して

県道に接する法面下のフラットの所は、法面と同様に雑草がひどく生えて、本来歩道のはずが
通れない状況になっています。この箇所については、県高岡土木センター(氷見土木事務所)
より、年度内に歩道としてアスファルト舗装整備するという決定を頂いております。

* 補足資料として、地図(位置)及びそれぞれの現場写真を添付します。



堂前 孝行

屋敷 市郎

竹越 宏

川口 武春

堂前 豊勝

桶 義治

竹越 学

松下 元美

十場 良一

浅付 均

屋敷 弘

森下 俊彦

幸男

松下 克彦

屋敷 幸雄

竹越 弘

竹越 善造

野中 重之

川口 信次

中尾

前武

竹越 善和

竹越 明夫

井藤 博善

美竹 作

干場 政治

稲積製材 沢井 正喜

永井 重雄

金吹 登志雄

金吹 一範

金吹 良一

金吹 昭光

好池 一田

畑中 芳政

直江

角谷 樹

三国 清

西中 克己

市井 篤順

8-5

寺崎

松平 博

現場写真

補足資料（1-2）の現場写真



補足資料（1-3）の現場写真



現場写真

補足資料（ 1-1 ）の現場写真 2-1





現場写真

補足資料（２）の現場写真 2-2



